

学校給食の申込案内



令和7年4月から学校給食費を市が直接徴収します。
これに伴い、学校給食の提供を受けるには、新たな手続きが必要です。

1 学校給食費の直接徴収について

令和7年4月から、市が直接、保護者の皆様から学校給食費を徴収する方法（自治体直接徴収）を実施いたします。

これに伴い、学校給食の提供を受けるには、「**学校給食提供の申込み**」と「**学校給食費を引き落とす振替口座の申請**」が必要となります。

2 学校給食の申込みに必要な手続きについて

学校給食の申込みにには、以下の書類の提出が必要です。まとめて入学する学校まで提出をお願いいたします。「口座振替依頼書」は学校取りまとめ後、市（学校管理課）が各金融機関へ提出いたします。

現在、兄弟姉妹（在校生）が口座振替により学校給食費を納めている保護者の皆様につきましても、改めて申請手続きが必要となります。



■ 記入の際は、別紙 **記入例** をご確認ください。

- | | |
|---|------------------|
| ① 児童等学校給食申込書（様式第1号） | ➡ 全員提出 |
| ② 石巻市市税等口座振替依頼書
(金融機関に応じて提出する依頼書用紙をご確認ください) | ➡ 全員提出 |
| ③ 口座振替依頼書に係る兄弟姉妹の確認票 | ➡ 該当の方のみ |
| ④ 児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書 | ➡ 利用する方のみ |

■ 学校提出期限：令和7年2月28日（金）

※ 提出期限を過ぎますと、初回引落とし（令和7年6月）に間に合わない場合がありますので、ご注意ください。



【申込みに必要な書類について】

- ・申込みは、石巻市立の中学校を卒業、私立学校に入学又は市外に転出するまで継続となります。
- ・現在、石巻市立の小・中学校へ通っている兄弟姉妹（在校生）がいる場合、別途、在籍している学校より申込案内が届きますので、他の兄弟姉妹（在校生）分の申込みは各学校経由でお願いします。

提出書類	確認事項
① 児童等学校給食申込書（様式第1号） 全 員 提 出	・申込書は<u>児童1人につき1枚ずつ</u>提出してください。 ・食物アレルギー等対応を希望する場合は、別途申請の上、認定を受ける必要があります。
② 石巻市市税等口座振替依頼書 （3枚複写用紙） ・七十七銀行 ・北日本銀行 ・東北労働金庫 ・石巻信用金庫 ・いしのまき農業協同組合 ・石巻商工信用組合 ・東日本信漁連 （1枚用紙） ・ゆうちょ銀行 全員提出（3枚複写用紙又は1枚用紙のいずれか）	・原則、学校給食申込書に記入する申込者と同一名義の口座を指定してください。 ・登録後に口座を変更する場合（名義変更も含む。）は、各金融機関にて手続きが必要となります。 ・3枚複写用紙は3枚とも学校へ提出してください。「口座振替依頼書お客様控え」は金融機関登録完了後にお返しします。
③ 口座振替依頼書に係る兄弟姉妹の確認票【新入学用】 該当の方のみ 	・確認票は次の全ての項目に該当する場合のみ提出してください。 ① 兄弟姉妹（在校生）の学校給食申込み時に、既に「石巻市市税等口座振替依頼書」を提出している場合。 ② 兄弟姉妹（在校生）の学校給食申込み時に、「口座振替依頼書に係る兄弟姉妹の確認票」を未提出、または、新入学児童の氏名等を記入していなかった場合。 ③ 新入学児童の学校給食費も上記で提出した口座で振替を希望する場合。 ・本票を提出する場合、「石巻市市税等口座振替依頼書」の再提出は不要です。
④ 児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書 利用する方のみ	※ 詳細については、別紙「児童手当からの学校給食費申出徴収のご案内」をご確認ください。

3 学校給食費について

- ・1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食基準回数」により計算します。
- ・年度末に給食実施回数に応じた年間の学校給食費を確定し、納付金額を調整します。
- ・下記金額は令和6年度の単価です。「学校給食費保護者負担軽減事業」の実施により一部助成を行っています。

(令和6年度 現在)



区分	1食当たりの単価(助成後の単価)	年間給食回数
幼稚園	262円 (240円)	175回
小学校	319円 (286円)	180回
中学校	382円 (350円)	175回

【参 考】

小学生の学校給食費計算例(年間を通じて給食を受けている場合)

$$\boxed{1 \text{ 食単価}} \times \boxed{\text{年間給食回数}} = \boxed{\text{年間に納入する学校給食費}}$$

小学校児童 286円 × 給食回数180回 = 51,480円(例)

【納期限及び納付方法について】

- ・年間に納付する学校給食費を10回(期)で^{あんぱん}按分し、1か月当たりの請求額を算定します。
- ・給食実施回数が減じられた場合は、第10期請求分(最終回)にて納付金額を調整します。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	1/4	1/31	2/28	3/31
金額・円	5,148	5,148	5,148	5,148	5,148	5,148	5,148	5,148	5,148	5,148
納付方法	※ 原則、口座振替(自動払込)による納付。(口座振替手数料は石巻市が負担します。)									
	※ 口座をお持ちでない方等については、郵送する「納付書」による支払いとします。									

※ 1食当たりの単価及び学校給食基準回数は年度ごとに改定になる可能性があります。

※ 口座振替が不能となった場合は、翌月中に「督促状」及び「納付書」を発送します。

なお、再振替は行いません。

※ 納期限が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日(平日)となります。

4 学校給食費の還付について

- ・年度末に年間納付額の調整を行った結果、還付が発生する可能性があります。
その場合、「**石巻市市税等口座振替依頼書**」にて登録となった口座に還付させていただきます。
- ・還付は翌年度4月中に登録されている口座へ入金いたします。
- ・還付が発生した際に、学校給食費に未納がある場合は、還付を行わず未納分へ充当いたします。



5 生活保護又は就学援助制度を受けている場合の学校給食費について

- ・「**児童等学校給食申込書**」及び「**石巻市市税等口座振替依頼書**」の提出をお願いいたします。
- ・生活保護又は就学援助制度の認定日以降の学校給食費については、市（それぞれの担当課）から自動的に市（学校管理課）に納付されます。
- ・保護者の皆様には学校給食費分を差し引いた生活保護費又は就学援助費がそれぞれの担当課から支給されます。
- ・認定日以前の学校給食費の支払いや、生活保護の廃止又は就学援助制度の不認定となった後の学校給食費の支払いは、保護者の皆様へお願いすることとなります。

6 学校給食の申込みに係る Q&A（一部抜粋）

Q1 食物アレルギー等対応を受けるには、どのような手続きが必要ですか？

⇒医師から食物アレルギーの診断又は食品除去の指示がある場合は、「食物アレルギー等対応フローチャート」をご確認いただき、必要な対応（給食停止等）を受けるため、「学校給食食物アレルギー等対応申請書」、「学校生活管理指導表」等を学校へ提出してください。必要に応じて、面談を実施し、提供の可否を決定します。

必要書類につきましては、学校へお問い合わせください。



Q2 学校で給食を食べなかったら、調整（減額）してもらえるのですか？

⇒調整（減額）はできません。学校給食は、事前に食材発注等の準備を行っているため、急な発熱やけが等で学校を休む場合であっても、学校給食費の支払いは発生します。ただし、行事等による給食停止、長期欠席者、食物アレルギー等による給食停止の場合は、事前調整（減額）ができます。

Q3 長期欠席とはどのような場合ですか？

⇒学校給食における長期欠席とは、「連続して4日以上欠席」することをいい、給食を停止するには、「学校給食変更届（様式第4号）」による届出が必要です。給食停止の際は食材業者との調整等が必要となるため、実際に給食停止の対応ができるのは、届出があった日を含めて4日目（土日・祝日は除く。）以降となります。

7 その他

- ・書類提出後に変更等がある場合は、下記までお問い合わせください。
- ・学校給食の申込みに関する詳細な情報については、Q&A を含めて石巻市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。



お問い合わせ先：石巻市教育委員会学校管理課給食係
95-1111（内線 5037）

